別紙様式第１から別紙様式第３まで、別紙様式第４及び別紙様式第６中「銀行等又は資金移動業者の記載欄」を「銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記載欄」に、「銀行等又は資金移動業者確認欄」を「銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者確認欄」に改め、別紙様式第３中「は、外国為替及び外国貿易法第25条第１項」の下に「又は第６項」を加え、「第25条第１項又は第５項」を「第25条第１項、第５項又は第６項」に改める。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第二条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「銀行等又は資金移動業者の記載欄」を「銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者の記載欄」に、「銀行等又は資金移動業者確認欄」を「銀行等、資金移動業者又は暗号資産交換業者確認欄」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年五月十日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第１から別紙様式第３まで、別紙様式第４及び別紙様式第６並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第１から別紙様式第３まで、別紙様式第４及び別紙様式第６並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書を取り繕い使用することができる。